

# クリーニング師研修・業務従事者講習のご案内

大分県生活環境部 食品・生活衛生課

大分市大手町3丁目1番1号 TEL(097)506-3055 FAX(097)506-1743

公益財団法人 大分県生活衛生営業指導センター

大分市長浜町1丁目12-3 TEL(097)537-4858 FAX(097)533-2117

クリーニング師及びクリーニング業務従事者は、3年に1度、都道府県知事が指定する研修・講習を受講することが義務付けられています。大分県の場合は、全国生活衛生営業指導センターが、この研修及び講習の指定を受け、当指導センターが実施しています。今年度につきましては次のとおり開催いたします。

なお、該当するクリーニング師と所定期間受講記録のある業務従事者講習受講者へ別途案内しております。

受講修了者については、当指導センターから大分県、県下各保健所・保健部、大分市保健所に報告することになっておりますので申し添えます。

## 《1》受講対象者

- ① クリーニング師研修 第1型（集合研修）及び第2型（通信講座）を実施します。
  - ・クリーニング所に従事しているクリーニング師（令和2年度、令和3年度に受講した者を除く）
  - ・クリーニング所に従事して、1年以内のクリーニング師（クリーニング所に従事していて、1年以内にクリーニング師免許を取得した者を含む）
- ② クリーニング業務従事者講習（通信講座）  
クリーニング所又は取次所で業務に従事している方（クリーニングの免許を持たない方）で、1店舗毎に5名につき1名の割合で事業主が指名した方。  
なお、クリーニング師研修を受講したクリーニング師は、業務従事者講習も受講したものとみなします。  
\*注意：取次所にあっては、1店舗最低1名は、受講しなければなりません。

## 《2》通信講座実施時期 令和4年11月上旬から11月30日（水）まで

- ① クリーニング師研修第2型・・・通信講座です。  
別紙 令和4年度クリーニング師研修第2型（通信講座）の実施要領
- ② クリーニング業務従事者講習・・・通信講座です。  
別紙 令和4年度クリーニング業務従事者講習（通信講座）の実施要領

## 《3》受講申込 同封の申込書に返信封筒に切手を貼付し、お送りください。

\* 案内文書が届いていないクリーニング師等は、（公財）大分県生活衛生営業指導センターに問い合わせてください。

## 《4》受講料（テキスト代を含む）

- |                    |           |
|--------------------|-----------|
| ① クリーニング師研修（1型、2型） | 1人 5,000円 |
| ② クリーニング業務従事者講習    | 1人 4,500円 |
- \* 同封の振込票でお支払い下さい。

## 《5》受講申込、並びに受講料払込期限 令和4年10月21日（金）

以上